

糸島市こども計画について

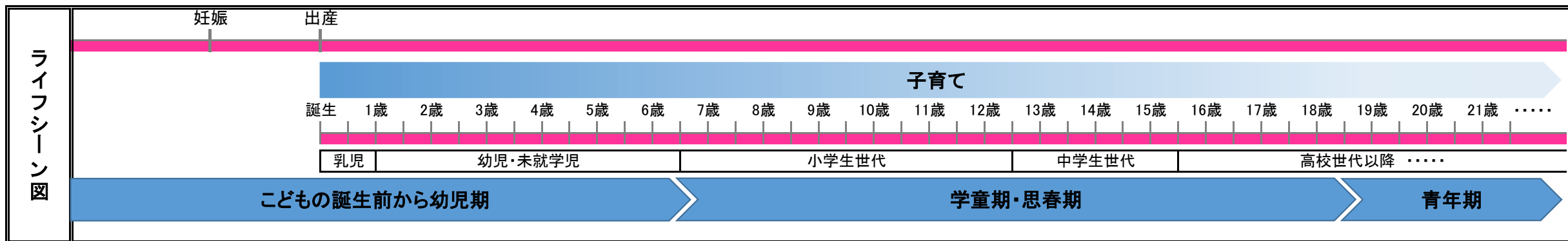
参考資料

■根拠	こども基本法第10条第2項	■策定手段	糸島市こども施策推進協議会の設置により審議																
■内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村こども計画は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し作成しなければならない。 本市全体のこども施策を統一的に横串を刺し、市民に一層わかりやすくする。 事務負担の軽減を図ることから、他の子ども関連計画と一体的に作成する。 <p>【糸島市こども計画で包含する関連計画等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令等</th> <th>法令上の計画名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少子化社会対策基本法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>子ども・若者育成支援推進法</td> <td>市町村子ども・若者計画</td> </tr> <tr> <td>子どもの貧困対策の推進に関する法律</td> <td>市町村計画</td> </tr> <tr> <td>次世代育成支援対策推進法</td> <td>市町村行動計画</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援法</td> <td>市町村子ども・若者計画子育て支援事業計画</td> </tr> <tr> <td>新・放課後子ども総合プラン</td> <td>市町村行動計画</td> </tr> <tr> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法</td> <td>自立促進計画</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 市民にわかりやすいよう、こども大綱と同じくライフステージに応じた構成とする。 	法令等	法令上の計画名称	少子化社会対策基本法	—	子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画	次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	子ども・子育て支援法	市町村子ども・若者計画子育て支援事業計画	新・放課後子ども総合プラン	市町村行動計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立促進計画	■計画期間	令和7年度から令和11年度までの5年間
法令等	法令上の計画名称																		
少子化社会対策基本法	—																		
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画																		
子どもの貧困対策の推進に関する法律	市町村計画																		
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画																		
子ども・子育て支援法	市町村子ども・若者計画子育て支援事業計画																		
新・放課後子ども総合プラン	市町村行動計画																		
母子及び父子並びに寡婦福祉法	自立促進計画																		

参考

- こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)
 - 子どもが生きやすい社会を実現するための政策を考える上で、おおもとなる方針を定めたもの。
 - こども大綱は、全ての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福(ウェルビーイング)な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』を目指す。
- こども大綱の基本方針[こども施策の基本方針]
 - ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
 - ③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④良好な成育環境を確保し、貧困の格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の支援に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
 - ⑥施策の整合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
- こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども若者育成支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元化
 - ・少子化社会対策大綱(R2年5月閣議決定)
 - ・子供・若者育成支援推進大綱(R3年4月閣議決定)
 - ・子供の貧困対策の推進に関する大綱(R元年11月閣議決定)

「こども大綱」こども施策に関する重要事項イメージ



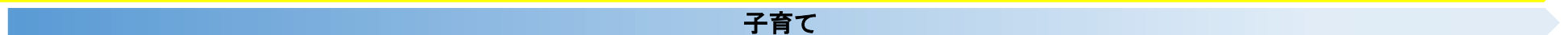
1、ライフステージを通じた重要事項



2、ライフステージ別の重要事項



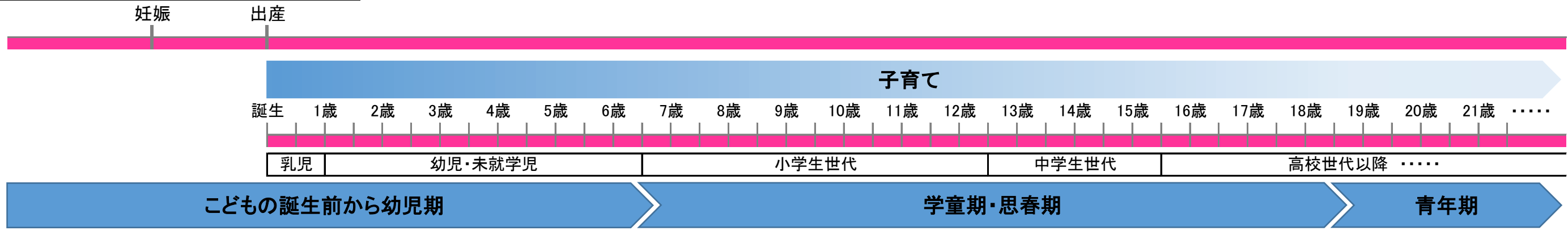
3、子育て当事者への支援に関する重要事項



4、こども施策を推進するために必要な事項

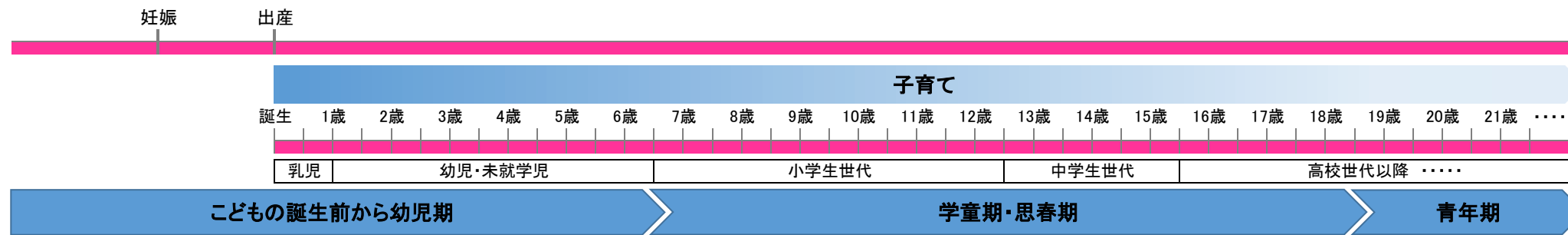


■こども大綱を勘案した、想定される施策

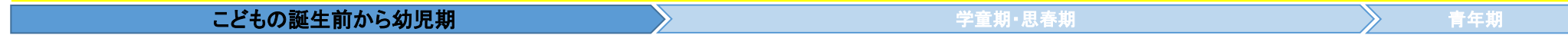


1、ライフステージを通じた重要事項

こども大綱	想定される施策等
(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	こども基本法及び糸島市こどもの権利条例(予定)による子どもの権利周知・啓発 等
(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
①遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	自然体験事業、職業体験事業、文化芸術体験事業、こどもの読書活動 等
②こどもまんなかまちづくり	こどもの遊び場確保、こどもの遊び場へのアクセス確保、親同士・地域住民との交流事業 等
③こども・若者が活躍できる機会づくり	持続可能な開発のための教育(ESD)、起業家教育事業、在留外国人のこども・若者や帰国子女に対する就学・適応支援 等
④こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	ジェンダーアイデンティティに係る教育・学習・広報活動、男女共同参画の推進 等
(3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
①プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等	プレコンセプションケアの取組、乳幼児等の検診・予防接種等の電子化及び標準化、母子保健情報のデジタル化 等
②慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	自立を支援するための相談支援や就労支援を推進 等
(4)こどもの貧困対策	幼児教育・保育の無償化、義務教育の就学援助、親の妊娠・出産期からの相談支援や居場所づくり 等
(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援	保育所等への巡回支援、保育所等のインクルージョン、障がいや発達特性の早期発見・把握 等
(6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	
①児童虐待防止対策等の更なる強化	こども家庭センターの設置、訪問家事支援事業、こどもや親子の居場所支援、相談窓口の周知 等
②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	
③ヤングケアラーへの支援	早期発見・把握の方策 等
(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み	
①こども・若者の自殺対策	相談体制の整備 等
②こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	こどもや保護者などに対する啓発 等
③こども・若者の性犯罪・性暴力対策	相談窓口の一層の周知 等
④犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策 等
⑤非行防止と自立支援	青少年及び成人に対する非行防止対策 等



2、ライフステージ別の重要事項



こども大綱	想定される施策等
①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	産後ケア、こども家庭センターの設置、乳幼児健診の推進 等
②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	保育所等の待機児童対策、病児保育の充実、保育士等の人材育成・確保・処遇改善 等



こども大綱	想定される施策等
①こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等	インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育、部活動の地域連携や地域クラブ移行 等
②居場所づくり	こども・若者の視点に立った居場所づくり、放課後児童クラブの受け皿整備、放課後児童対策 等
③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	医療的ケア児への支援 等
④成年年齢を迎えるに前に必要となる知識に関する情報提供や教育	主権者教育、金融経済教育の充実、職場体験、インターンシップ 等
⑤いじめ防止	いじめ・不登校への支援及び教育相談体制の整備 等
⑥不登校のこどもの支援	教育支援センター設置・機能強化、ICT等を活用した学習支援、フリースクール等との連携 等
⑦校則の見直し	校則見直し過程においてはこどもや保護者からの意見聴取の上定めていくことが望ましい旨の教育委員会への周知 等
⑧体罰や不適切な指導の防止	体罰や不適切な指導の根絶に向けた教育委員会への周知 等
⑨高校中退の予防、高校中退後の支援	



こども大綱	想定される施策等
①高等教育の就学支援、高等教育の充実	
②就労支援、雇用と経済基盤の安定のための取り組み	若者への就職支援 等
③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	結婚に伴う新生活支援 等
④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	二一ト、ひきこもり対策としての相談支援 等

3、子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て	
こども大綱	想定される施策等
(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
(2)地域子育て支援、家庭教育支援	子育て支援、情報発信、ファミリー・サポート事業 等
(3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	共働き・子育ての推進、男女共同参画の啓発 等
(4)ひとり親への支援	生活支援、子育て支援、就労支援、子どもに届く生活・学習支援 等

4、こども施策を推進するために必要な事項

- こども・若者の社会参画・意見反映
 - 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
 - 地方公共団体等における取組促進
 - 社会参画や意見表明の機会の充実
 - 多様な声を施策に反映させる工夫
 - 社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究
- こども施策の共通の基盤となる取組
 - 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
 - こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
 - 地域における包括的な支援体制の構築・強化
 - 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
 - こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 施策の推進体制等
 - 国における推進体制
 - こども政策推進会議
 - こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し
 - こども家庭審議会
 - こども政策を担当する内閣府特命担当大臣
 - 全ての施策においてこども・若者の視点や権利を主流化するための取組の在り方
 - 数値目標と指標の設定
 - 自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携
 - 自治体子ども計画の策定促進
 - 地方公共団体との連携等
 - 国際的な連携・協力
 - 安定的な財源の確保
 - こども基本法附則第2条に基づく検討